

鳥取県青少年健全育成条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年12月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第85号

鳥取県青少年健全育成条例の一部を改正する条例

鳥取県青少年健全育成条例（昭和55年鳥取県条例第34号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下「移動条項等」という。）に対応する同表の改正後の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下「移動後条項等」という。）が存在する場合には、当該移動条項等を当該移動後条項等とし、移動条項等に対応する移動後条項等が存在しない場合には、当該移動条項等（以下「削除条項等」という。）を削り、移動後条項等に対応する移動条項等が存在しない場合には、当該移動後条項等（以下「追加条項等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条及び項の表示並びに削除条項等を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条及び項の表示並びに追加条項等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|--|
| 目次 第1章～第3章 略 第4章 青少年に対する不健全な行為の禁止（第18条— <u>第21条の3</u> ） 第5章及び第6章 略 附則 （目的） 第1条 この条例は、青少年の健全な育成に関する県及び県民の果たすべき責務を明らかにするとともに、青少年のための良好な社会環境の形成を図るために必要な措置を講じ、もって青少年の健全な成長に寄与することを目的とする。 | 目次 第1章～第3章 略 第4章 青少年に対する不健全な行為の禁止（第18条— <u>第21条</u> ） 第5章及び第6章 略 附則 （目的） 第1条 この条例は、青少年の健全な育成に関する県、 <u>市町村</u> 及び県民の果たすべき責務を明らかにするとともに、青少年のための良好な社会環境の形成を図るために必要な措置を講じ、もって青少年の健全な成長に寄与することを目的とする。 <u>（市町村の責務）</u> 第4条 <u>市町村は、県の実施する青少年の健全な育成に関する施策に協力するとともに、当該地域の実情に応じた青少年の健全な育成に関する施策を実施する責務を有する。</u> |
| （県民の責務） 第4条 略 2 保護者は、青少年を健全に育成することが <u>自らの</u> | （県民の責務） 第5条 略 2 保護者は、青少年を健全に育成することが <u>みずか</u> |

| | |
|--|--|
| <p>責務であることを強く自覚し、愛情ある環境の中で監督し、保護し、及び教育するとともに、<u>青少年が心身ともに健やかに成長するための基本的生活習慣を身に付けさせるよう努めなければならない。</u></p> | <p>らの責務であることを強く自覚し、愛情ある環境の中で監督し、保護し、及び教育するよう努めなければならない。</p> |
| <p>3～5 略</p> | <p>3～5 略</p> |
| <p><u>(市町村及び県民との協働)</u></p> | |
| <p><u>第5条 県は、青少年の健全な育成に関する総合的な施策を実施するに当たっては、市町村並びに青少年の育成に携わる関係者及び関係団体をはじめとする県民と協働して実施するものとする。</u></p> | |
| <p>第2章 略</p> | <p>第2章 略</p> |
| <p>(定義)</p> | <p>(定義)</p> |
| <p>第10条 略</p> | <p>第10条 略</p> |
| <p>2 この章以下において「図書類」とは、書籍、雑誌その他の刊行物、図画、写真、フィルム及び映像等記録媒体（録画テープ、録画盤、録音テープ、録音盤、ゲームソフト（専ら家庭用コンピュータゲームに用いられるプログラムを記録した物）その他の映像又は音声記録されている物品で機器を使用して当該映像又は音声再生されるものをいう。以下同じ。）をいう。</p> | <p>2 この章以下において「図書類」とは、書籍、雑誌その他の刊行物、図画、写真、フィルム及び映像等記録媒体（録画テープ、録画盤、録音テープ、録音盤その他の映像又は音声記録されている物品で機器を使用して当該映像又は音声再生されるものをいう。第13条第4項第2号において同じ。）をいう。</p> |
| <p>3 略</p> | <p>3 略</p> |
| <p>4 この章以下において「テレホンクラブ等営業」とは、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風営法」という。）第2条第9項に規定する店舗型電話異性紹介営業及び同条第10項に規定する無店舗型電話異性紹介営業をいう。</p> | <p>4 この章以下において「テレホンクラブ等営業」とは、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第9項に規定する店舗型電話異性紹介営業及び同条第10項に規定する無店舗型電話異性紹介営業をいう。</p> |
| <p>5 略</p> | <p>5 略</p> |
| <p>(販売等の自主規制)</p> | <p>(販売等の自主規制)</p> |
| <p>第11条 図書類の販売又は貸付け（以下「販売等」という。）を業とする者は、図書類の内容の全部又は一部が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該図書類を青少年に販売し、頒布し、貸し付け、若しくは交換により入手させ、又はこれを青少年に見せ、聴かせ、若しくは読ませないよう努めなければならない。</p> | <p>第11条 図書類の販売又は貸付け（以下「販売等」という。）を業とする者は、図書類の内容の全部又は一部が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、<u>自主的に</u>当該図書類を青少年に販売し、頒布し、貸し付け、若しくは交換により入手させ、又はこれを青少年に見せ、聴かせ、若しくは読ませないよう努めなければならない。</p> |
| <p>(1)及び(2) 略</p> | <p>(1)及び(2) 略</p> |
| <p><u>(3) 青少年の自殺を積極的に奨励し、その健全な成長を阻害するおそれのあるもの</u></p> | |
| <p>2 映画、演劇、演芸及びこれらに類するもの（以下</p> | <p>2 映画、演劇、演芸及びこれらに類するもの（以下</p> |

「興行」という。)を主催する者は、興行の内容の全部又は一部が前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該興行を青少年に観覧させないよう努めなければならない。

3 広告主は、看板、ポスター、ちらし及びこれらに類するもの(以下「広告物」という。)の内容の全部又は一部が第1項各号のいずれかに該当すると認めるときは、テレホンクラブ等営業に係る広告物を除き、当該広告物を公衆に表示し、又は青少年に頒布しないよう努めなければならない。

4 がん具刃物類の販売等を業とする者は、がん具刃物類の形状、構造又は機能が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該がん具刃物類を青少年に販売し、頒布し、貸し付け、又は交換により入手させないよう努めなければならない。

(1) 第1項第1号及び第2号に掲げるもの

(2) 略

5 前各項に規定するもののほか、物品の販売を業とする者、役務の提供を業とする者その他営業を営む者は、その営業に関し、青少年の健全な成長を阻害することのないよう努めなければならない。

(自動販売機等への収納等の自主規制)

第12条 図書類の販売等を業とする者は、図書類の内容の全部又は一部が第11条第1項各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該図書類を自動販売機又は自動貸出機(以下「自動販売機等」という。)に収納しないよう努めなければならない。

2 がん具刃物類の販売等を業とする者は、がん具刃物類の形状、構造又は機能が第11条第4項各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該がん具刃物類を自動販売機等に収納しないよう努めなければならない。

3 衛生用品(薬事法施行令(昭和36年政令第11号)別表第1に掲げる衛生用品のうち規則で定めるものをいう。以下同じ。)の販売を業とする者は、学校その他の教育施設、文化施設、遊園地、公園その他青少年が利用し、又は集合する施設及びその周辺においては、自動販売機によって衛生用品を販売しないよう努めなければならない。

4 酒類の販売を業とする者は、酒類を販売する自動販売機を、適正な管理を行うことができる場所に設置するとともに、屋外に設置する当該自動販売機による販売を午前5時から午後11時までとするよう努

「興行」という。)を主催する者は、興行の内容の全部又は一部が前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、自主的に当該興行を青少年に観覧させないよう努めなければならない。

3 広告主は、看板、ポスター、ちらし及びこれらに類するもの(以下「広告物」という。)の内容の全部又は一部が第1項各号のいずれかに該当すると認めるときは、テレホンクラブ等営業に係る広告物を除き、自主的に当該広告物を公衆に表示し、又は青少年に頒布しないよう努めなければならない。

4 がん具刃物類の販売等を業とする者は、がん具刃物類の形状、構造又は機能が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、自主的に当該がん具刃物類を青少年に販売し、頒布し、貸し付け、又は交換により入手させないよう努めなければならない。

(1) 第1項各号に掲げるもの

(2) 略

5 前各項に規定するもののほか、物品の販売を業とする者、役務の提供を業とする者その他営業を営む者は、その営業に関し、自主的に青少年の健全な成長を阻害することのないよう努めなければならない。

(自動販売機等への収納等の自主規制)

第12条 図書類の販売等を業とする者は、図書類の内容の全部又は一部が第11条第1項各号のいずれかに該当すると認めるときは、自主的に当該図書類を自動販売機又は自動貸出機(以下「自動販売機等」という。)に収納しないよう努めなければならない。

2 がん具刃物類の販売等を業とする者は、がん具刃物類の形状、構造又は機能が第11条第4項各号のいずれかに該当すると認めるときは、自主的に当該がん具刃物類を自動販売機等に収納しないよう努めなければならない。

3 衛生用品(薬事法施行令(昭和36年政令第11号)別表第1に掲げる衛生用品のうち規則で定めるものをいう。以下同じ。)の販売を業とする者は、学校その他の教育施設、文化施設、遊園地、公園その他青少年が利用し、又は集合する施設及びその周辺においては、自主的に自動販売機によって衛生用品を販売しないよう努めなければならない。

4 酒類の販売を業とする者は、酒類を販売する自動販売機を、自主的に、適正な管理を行うことができる場所に設置するとともに、屋外に設置する当該自動販売機による販売を午前5時から午後11時までと

めなければならない。

5 前各項に規定するもののほか、物品の販売等を業とする者は、自動販売機等によって物品を販売し、又は貸し付ける場合においては、自動販売機等の設置場所、管理方法等に配慮し、青少年の健全な成長を阻害することのないよう努めなければならない。

6 前各項の規定は、法令の規定により青少年の立入りが禁止されている施設又は場所（以下「青少年立入禁止施設等」という。）に設置される自動販売機等で、青少年が購入し、又は貸付けを受けることができない措置が講じられているものについては、適用しない。

（インターネット利用環境の整備）

第12条の2 保護者は、青少年が有効にインターネットを利用するために、情報の内容の全部又は一部が第11条第1項各号のいずれかに該当すると認める情

するよう努めなければならない。

5 第1項から前項までに規定するもののほか、物品の販売等を業とする者は、自動販売機等によって物品を販売し、又は貸し付ける場合においては、自主的に、自動販売機等の設置場所、管理方法等に配慮し、青少年の健全な成長を阻害することのないよう努めなければならない。

6 第1項から前項までの規定は、法令の規定により青少年の立入りが禁止されている施設又は場所（以下「青少年立入禁止施設等」という。）に設置される自動販売機等で、青少年が購入し、又は貸付けを受けることができない措置が講じられているものについては、適用しない。

（インターネットを利用した情報提供等の自主規制）

第12条の2 インターネットを利用して情報を提供しようとする者は、情報の内容の全部又は一部が第11条第1項各号のいずれかに該当すると認めるときは、自主的に当該情報を青少年に見せ、聴かせ、又は読ませないよう努めなければならない。

2 インターネットに接続している自動公衆送信装置（著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第9号の5イに規定する自動公衆送信装置をいう。以下同じ。）の設置者は、当該自動公衆送信装置の記録媒体に記録され、又は当該自動公衆送信装置に入力された情報の全部又は一部が第11条第1項各号のいずれかに該当すると認めるときは、自主的に当該情報を青少年に見せ、聴かせ、又は読ませないよう努めなければならない。

3 インターネットを利用することができる機能を有する端末設備（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第52条第1項に規定する端末設備をいう。）又は当該端末設備が附属した機器の販売、頒布、貸付け又は交換を業とする者は、その営業に関し、自主的にインターネットを利用して提供される情報を選択し、又は当該情報のうちその全部又は一部が第11条第1項各号のいずれかに該当するものの受信を防止するための方法を青少年に周知する等インターネットを利用する青少年の健全な成長が阻害されることのないよう努めなければならない。

報（以下「有害情報」という。）について、青少年に適切な判断能力を身に付けさせるよう努めるとともに、青少年がインターネットを利用することができる端末設備（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第52条第1項に規定する端末設備をいう。以下同じ。）について、フィルタリングの機能（インターネットを利用して得られる情報について、有害情報の受信を防止することを選択することができる機能であって、規則で定める基準を満たすものをいう。以下同じ。）を有するソフトウェア（特定電気通信役務提供者（特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成13年法律第137号）第2条第3号に規定する特定電気通信役務提供者をいう。以下同じ。）との契約等により、そのソフトウェアを利用することができる場合を含む。以下同じ。）の活用（フィルタリングの機能において有害情報の受信を防止することを選択することをいう。以下この条において同じ。）により、青少年の有害情報の閲覧又は視聴を防止するよう努めなければならない。

2 学校及び青少年が勤務する職場の関係者その他青少年の育成に携わる関係者及び関係団体は、青少年が有効にインターネットを利用するために、有害情報について、青少年に適切な判断能力を身に付けさせるよう努めるとともに、その青少年の利用に供する端末設備について、フィルタリングの機能を有するソフトウェアを活用し、青少年の有害情報の閲覧又は視聴を防止しなければならない。

3 端末設備を不特定又は多数の者の利用（学校における教育目的での利用を除く。以下この項において同じ。）に供する者は、青少年の有害情報の閲覧又は視聴を防止するため、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める措置をとらなければならない。

(1) 端末設備を不特定又は多数の者の利用に供する者が利用する者の年齢を確認できる場合 利用する者の年齢を確認するとともに、フィルタリングの機能を有するソフトウェアを活用した端末設備を青少年の利用に供すること。

(2) 前号以外の場合 フィルタリングの機能を有するソフトウェアを活用した端末設備を不特定又は多数の者の利用に供すること。

4 端末設備又は当該端末設備が附属した機器の販売、頒布、貸付け又は交換を業とする者及び特定電気通信役務提供者は、その事業活動を行うに当たっ

ては、フィルタリングの機能を有するソフトウェアに関する情報その他青少年がインターネットの利用により有害情報を閲覧し、又は視聴することを防止するために必要な情報を提供しよう努めなければならない。

5 携帯電話の販売又は貸付けを業とする者は、青少年に対し、インターネットを利用することができる携帯電話の販売又は貸付けをするに当たっては、フィルタリングの機能を有するソフトウェアに関する情報その他青少年がインターネットの利用により有害情報を閲覧し、又は視聴することを防止するために必要な情報を提供しよう努めるとともに、フィルタリングの機能が有効な状態のものを販売し、又は貸し付けるよう努めなければならない。

6 インターネットを利用して情報を提供しようとする者は、有害情報を青少年に閲覧させ、又は視聴させないように努めなければならない。

7 知事は、第3項の規定に違反している者があると認めるときは、その者に対し、次に掲げる事項（同項第2号に掲げる場合にあつては、第1号に掲げる事項を除く。）を記載した報告書（以下「改善事項報告書」という。）を提出しよう命ずることができる。この場合において、命令を受けた者は、当該命令を受けた日の翌日から起算して3月を超えない範囲内において第3号の期間を定め、かつ、当該命令を受けた日の翌日から起算して30日以内に改善事項報告書を知事に提出しなければならない。

(1) 年齢確認方法

(2) 有害情報の閲覧又は視聴防止方法

(3) 改善に要する期間及びその理由

8 前項の命令を受けた者は、同項の規定により改善事項報告書を知事に提出したときは、当該改善事項報告書に記載した改善に要する期間内に、当該改善に必要な措置を講じなければならない。

(有害図書類の指定等)

第13条 略

2及び3 略

4 次の各号のいずれかに該当する図書類は、第1項の規定による指定がない場合であっても、青少年に有害な図書類とする。

(1)及び(2) 略

(3) 図書類の閲覧又は視聴に適した年齢区分等の審査を行う団体で知事が指定するものが青少年に販売し、譲渡し、頒布し、貸し付け、若しくは交

(有害図書類の指定等)

第13条 略

2及び3 略

4 次の各号のいずれかに該当する図書類は、第1項の規定による指定がない場合であっても、青少年に有害な図書類とする。

(1)及び(2) 略

換により入手させ、又はこれを青少年に見せ、聴かせ、若しくは読ませることが適当でないと認められた図書類であつて、当該団体が定める方法によりその旨が表示されているもの

- 5 知事は、前項第3号の規定による指定をしたときは、その団体の名称及び当該団体が表示する方法を告示するものとする。

(深夜における連れ出し等の禁止)

第21条 何人も、青少年が刑罰法令に触れ、若しくはそのおそれのある行為を行い、若しくはこれらの行為が青少年に対して行われることを知って、又は青少年に対してこれらの行為をするため、深夜（午後11時から翌日の日出前までの時間をいう。以下同じ。）に青少年を連れ出し、同伴して徘徊し、又はとどめてはならない。

(深夜営業施設への立入りの禁止等)

第21条の2 次に掲げる施設において営業を営む者及びその代理人、使用人その他の従業者は、深夜において当該施設に青少年を立ち入らせ、又はとどまらせてはならない。

(1) 個室を設けて当該個室において客に専用装置による伴奏音楽に合わせて歌唱を行わせる施設

(2) 個室又は他から見通すことが困難な区画において客に図書類の閲覧、視聴又はインターネットの利用を行わせる施設（図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館を除く。）

- 2 前項各号に掲げる施設において営業を営む者は、深夜に当該営業を営む場合は、当該施設内の見やすい箇所に、規則で定めるところにより、深夜における青少年の立入りを禁ずる旨を掲示しなければならない。

- 3 第1項各号に掲げる施設において営業を営む者を除くほか、深夜に営業を営む者及びその代理人、使用人その他の従業者は、深夜に、当該営業に係る施設内及び敷地内にいる青少年に対し、帰宅を促すよう努めなければならない。

(青少年への勧誘行為の禁止)

第21条の3 何人も、青少年に対し、接待飲食等営業（風営法第2条第4項に規定する接待飲食等営業をいう。）又は性風俗関連特殊営業（風営法第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業をいう。）にお

(深夜における連れ出し等の禁止)

第21条 何人も、青少年が刑罰法令に触れ、若しくはそのおそれのある行為を行い、若しくはこれらの行為が青少年に対して行われることを知って、又は青少年に対してこれらの行為をするため、深夜（午後11時から翌日の日出前までの時間をいう。）に青少年を連れ出し、同伴して徘徊し、又はとどめてはならない。

いて客に接する業務に従事することに勧誘する行為を行ってはならない。

第5章 雑則

(立入調査等)

第22条 知事は、この条例の施行のため必要があると認めるときは、営業を営む者、自動販売機等管理者その他の関係者に対して資料の提出を求め、又はその職員に、営業所(第21条の2第1項各号に掲げる施設を除く。)その他の営業を営む場所若しくは自動販売機等の設置場所に立ち入り、調査させ、若しくは質問させることができる。

2 知事は、この条例の施行のため特に必要があると認めるときは、知事が指定した者に、利用カードの自動販売機の設置場所に立ち入り、調査させ、又は質問させることができる。

3 知事は、この条例の施行のため特に必要があると認めるときは、知事が指定した者に、第21条の2第1項各号に掲げる施設の営業時間内において当該施設に立ち入り、調査させ、又は質問させることができる。

4 前3項の規定により立入調査等を行う職員又は知事が指定した者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

5 第1項から第3項までの規定による立入調査等の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第26条 略

2及び3 略

4 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

(1) 第12条の2第7項の規定による命令に違反し、同項後段に規定する期間内に改善事項報告書を提出しなかった者

(2) 第12条の2第8項又は第17条第4項の規定に違反して必要な措置をとらなかった者

5 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

(1) 第16条、第17条第1項、第21条の2第1項又は第21条の3の規定に違反した者

(2)及び(3) 略

6 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

第5章 雑則

(立入調査等)

第22条 知事は、この条例の施行のため必要があると認めるときは、関係者に対して資料の提出を求め、又はその職員に、営業所その他の営業を営む場所若しくは自動販売機等の設置場所に立ち入り、調査させ、若しくは質問させることができる。

2 知事は、この条例の施行のため特に必要があると認めるときは、知事が指定した者に利用カードの自動販売機の設置場所に立ち入り、調査させ、又は質問させることができる。

3 前2項の規定により立入調査等を行う職員又は知事が指定した者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第1項及び第2項の規定による立入調査等の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第26条 略

2及び3 略

4 第17条第4項の規定に違反して必要な措置をとらなかった者は、50万円以下の罰金に処する。

5 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

(1) 第16条又は第17条第1項の規定に違反した者

(2)及び(3) 略

6 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

| | |
|---|--|
| <p>(1) <u>第17条の5、第17条の6第1項、第18条第3項又は第21条の2第2項の規定に違反した者</u></p> <p>(2) 略</p> <p>7 略</p> <p>8 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金又は科料に処する。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) <u>第22条第2項又は第3項の規定による立入り又は調査を拒み、妨げ、又は忌避した者</u></p> <p>9 <u>第17条の7第1項若しくは第2項、第18条又は第21条の2第1項の規定に違反した者は、当該青少年の年齢を知らないことを理由として、第1項、第5項又は第6項の規定による処罰を免れることができない。ただし、当該青少年の年齢を知らないことに過失がないときは、この限りでない。</u></p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 略</p> <p>(検討)</p> <p>2 <u>知事は、平成22年度末を目途として、この条例の規定及びその実施状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。</u></p> | <p>(1) <u>第17条の5、第17条の6第1項又は第18条第3項の規定に違反した者</u></p> <p>(2) 略</p> <p>7 略</p> <p>8 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金又は科料に処する。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) <u>第22条第2項の規定による立入り又は調査を拒み、妨げ、又は忌避した者</u></p> <p>9 <u>第17条の7第1項若しくは第2項又は第18条の規定に違反した者は、当該青少年の年齢を知らないことを理由として、第1項、第5項又は第6項の規定による処罰を免れることができない。ただし、当該青少年の年齢を知らないことに過失がないときは、この限りでない。</u></p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 略</p> <p><u>(この条例の失効)</u></p> <p>2 <u>この条例は、平成20年3月31日までに延長その他の所要の措置が講じられないときは、同日限り、その効力を失う。</u></p> <p><u>(経過措置)</u></p> <p>3 <u>この条例の失効前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</u></p> <p>4 <u>前項に規定するもののほか、この条例の失効に伴う経過措置に関し必要な事項は、規則で定める。</u></p> |
|---|--|

附 則
この条例は、平成20年4月1日から施行する。